

## 再被害防止要綱の制定について

(平成13年9月26日甲通達刑企ほか第64号)

この度、別添のとおり「再被害防止要綱」を制定したので、各所属にあつては、適切な再被害防止措置を講じられたい。

なお、再被害防止対象事件登録要領の制定について(平成9年甲通達刑総ほか第52号)は、廃止する。

別添

### 再被害防止要綱

#### 第1 目的

この要綱は、犯罪の被害者又はその親族(以下「被害者等」という。)が、検挙した犯罪の被疑者(以下「加害者」という。)により再び危害を加えられる事態を防止することが被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることから、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の適正な保護を図ることを目的とする。

#### 第2 再被害防止対象者

この要綱において、再被害防止対象者とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況により、加害者から再犯による生命又は身体に関する被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、本部長が指定する者をいう。ただし、再被害防止対象者が、静岡県警察暴力団等総合対策要綱に基づく要領の制定について(令和6年例規第48号)別添第4「保護対策実施要領」に定める保護対象者に該当するときは、第5の再被害防止措置事項の規定(加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。)は適用せず、同要領に基づく保護対策を実施するものとする。

#### 第3 再被害防止対象者の指定

##### 1 再被害防止対象者の上申

- (1) 警察署長は、犯罪を検挙し、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、再被害防止対象者指定(期間延長・解除)上申書(様式第1号)及び再被害防止対象者指定検討票(様式第2号)により、当該事件を担当する部(サイバー対策本部を含む。)の庶務担当課長(地域課長を除く。以下「再被害防止担当課長」という。)を経由して本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。この場合において、警察署長は、再被害防止担当課長、県本部事件主管課長及び警察相談課長と協議の上、上申しなければならない。
- (2) 所属長は、再被害に係る被害者等からの相談、関係機関からの通報等があったときは、当該事件を送致した警察署長に通報しなければならない。この場合において、通報を受けた警察署長は、必要に応じ、前記(1)の規定により上申するものとする。

##### 2 再被害防止対象者の指定

本部長は、前記1の規定による上申があった被害者等が、前記第2に定める再被

害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

### 3 再被害防止措置実施警察署の指定

本部長は、前記2の規定により再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、再被害防止措置を行う警察署（以下「再被害防止措置実施警察署」という。）を指定するものとする。

### 4 指定の通知

- (1) 再被害防止担当課長は、再被害防止対象者及び再被害防止措置実施警察署の指定があったときは、再被害防止対象者等指定書（様式第3号）により、再被害防止措置実施警察署の警察署長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）に通知するものとする。
- (2) 再被害防止担当課長は、前記(1)の規定による通知を行ったときは、県本部事件主管課長及び警察相談課長にその写しを送付するものとする。この場合において、上申を行った警察署長と再被害防止措置実施警察署長が異なるときは、併せて上申を行った警察署長にその写しを送付するものとする。

## 第4 再被害防止担当官等の指定等

- 1 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当（副担当）官指定書（様式第4号）により、再被害防止対象者の指定に係る事件の捜査を主管する課の課長を再被害防止担当官、犯罪被害者支援を主管する課の課長を再被害防止副担当官に指定するものとする。
- 2 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当官又は再被害防止副担当官（以下「再被害防止担当官等」という。）に異動があったときは、新たに指定を行い、組織的・継続的な再被害防止措置の実施に努めなければならない。
- 3 再被害防止担当官等は、異動等により任務を離れるときは、後任者に再被害防止対象者に係る事件の概要、被害者・加害者の状況、現在行っている措置等を確実に引き継がなければならない。

## 第5 再被害防止措置事項

再被害防止措置は、次に掲げるとおりとする。

### 1 関連情報の収集

再被害防止措置の実施に必要な関連情報の収集

### 2 再被害防止対象者に対する措置

- (1) 再被害防止対象者との連絡体制の確立
- (2) 再被害防止対象者の要望の把握
- (3) 非常時の通報要領、自主警戒等についての防犯指導
- (4) 重点警戒、専従流動警戒、固定警戒等所要の警戒措置

### 3 関連情報の教示

再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合に行う関連情報の教示

### 4 加害者に対する措置

- (1) 動向の把握、必要に応じた指導警告等

- (2) 刑罰法令に触れる行為を認知した場合の早期検挙

## 5 その他

本部長が指示する事項

## 第6 再被害防止措置実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の区分により実施するものとする。この場合において、関係部署は、相互に緊密な連携を保たなければならない。

### 1 再被害防止担当課長

- (1) 再被害防止措置の実施に向けた総合体制の確立
- (2) 再被害防止措置実施警察署長に対する指導・支援
- (3) 各部署に対する支援要請及び連絡調整
- (4) 本部長が行う指定、指定期間の延長、指定期間内における指定解除等に関する事務
- (5) 別に定めるところによる加害者の釈放等に関する情報の収集・把握及び関係所属・機関等への通報
- (6) 再被害防止措置の実施に必要な関連情報の集約・分析
- (7) その他本部長が指示する事項

### 2 警察相談課長

- (1) 再被害防止担当課長及び再被害防止措置実施警察署長からの通報に基づく再被害防止措置状況の把握及び被害者支援に関する連絡調整
- (2) 再被害防止担当課長に対する本要綱の運用及び被害者支援に関連する事項についての助言・協力
- (3) その他本部長が指示する事項

### 3 県本部事件主管課長

- (1) 関連情報の収集・分析
- (2) 再被害防止措置実施警察署長に対する前記第5の4に関する指導・支援
- (3) その他本部長が指示する事項

### 4 再被害防止措置実施警察署長

- (1) 再被害防止措置実施に向けた体制の確立
- (2) 再被害防止担当官等を指揮し、前記第5に定める措置事項の実施
- (3) その他本部長が指示する事項

### 5 再被害防止担当官等

- (1) 関係所属との連絡調整の実施
- (2) 再被害防止の措置状況（様式第5号）の記録
- (3) 再被害防止対象者に対する関連情報の教示
- (4) 加害者の動向把握、指導・警告等の措置
- (5) 加害者が刑罰法令に触れる行為をした場合の早期検挙
- (6) その他再被害防止措置実施警察署長が指示する事項の実施

## 第7 指定期間等

### 1 指定期間

原則として指定の日から1年間とする。

なお、指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

## 2 指定期間の延長

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間を延長する必要があると認めるときは、再被害防止対象者指定（期間延長・解除）上申書により、再被害防止担当課長を経由して、本部長に指定期間の延長を上申するものとする。この場合において、再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当課長、県本部事件主管課長及び警察相談課長と協議の上、上申しなければならない。

## 3 指定期間内における指定の解除

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなつたと認めるときは、再被害防止対象者指定（期間延長・解除）上申書により、再被害防止担当課長を経由して、本部長に指定の解除を上申するものとする。この場合において、再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当課長、県本部事件主管課長及び警察相談課長と協議の上、上申しなければならない。

## 4 延長及び解除の決定等

本部長は、再被害防止措置実施警察署長から指定期間の延長又は指定解除の上申を受けたときは、その要否を決定するものとする。この場合において、再被害防止担当課長は、その決定を再被害防止措置実施警察署長、県本部事件主管課長及び警察相談課長に通知するものとする。

# 第8 連携等

## 1 関係警察署長への通報

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止措置を実施する上で関係する警察署があるときは、再被害防止担当課長を経由して当該警察署の署長に通報し、協力を依頼するものとする。

## 2 他の都道府県警察への協力依頼

再被害防止措置実施警察署長は、関係する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再被害防止担当課長を経由して当該都道府県警察本部の再被害防止対策を担当する課長に協力を依頼するものとする。

## 3 他の都道府県警察からの協力依頼への対応

すべての職員は、他の都道府県警察から当該都道府県警察が行う再被害防止措置について必要な協力を求められたときは、誠実にこれに当たるものとする。

## 4 警察庁による調整の依頼

再被害防止措置実施警察署長は、他の都道府県警察に対して協力を依頼するため必要があるときは、再被害防止担当課長を経由して管区警察局又は警察庁による調整を求めるものとする。

## 5 刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、別に定めるところにより、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

# 第9 関連情報の秘密の厳守

再被害防止に係る情報は、適正に管理し、秘密を厳守しなければならない。

## 第10 実施上の留意事項

### 1 再被害防止対象者等の指定に関する検討

- (1) 再被害防止対象者の指定に当たっては、加害者の言動把握、被害者その他関係者からの事情聴取、相談受理、関係機関等からの情報収集等を積極的に行うとともに、再被害防止対象者指定検討票の活用により、加害者・被害者等の性格、両者の関係、犯罪の手口、犯罪の態様、犯行動機等を分析し、再被害のおそれに係る兆候の把握に努めなければならない。
- (2) 前記(1)の規定により検討した結果、再被害のおそれがないと認めたときであっても、加害者の言動・処分状況を把握するとともに、被害者等との連絡を通じて、長期的・継続的に再被害のおそれに係る兆候の把握に努めなければならない。この場合において、新たに兆候を把握したときは、改めて再被害防止対象者としての指定について検討しなければならない。

### 2 組織的な対応

再被害防止措置の実施に当たっては、関係するすべての部署及び他の都道府県警察との緊密な連携を図り、常に組織的な対応に努めなければならない。

### 3 人権等への配慮

- (1) 再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施に当たっては、関係者の理解と協力の下に実施するものとし、人権侵害の疑いを持たれることのないよう配慮すること。
- (2) 再被害防止対象者に対して直接行う再被害防止措置は、再被害防止対象者の要望等を十分考慮するほか必要な説明を行い、納得を得た上で実施するものとし、再被害防止対象者に不信感を抱かせることのないよう配慮すること。
- (3) 加害者の動向等の把握を行うに当たっては、把握の方法、情報収集の対象等を検討するとともに、言動に注意し、警察が加害者の更生を阻害しているとの誤解を受けることのないよう配慮すること。
- (4) 加害者に関する情報は、プライバシーに関する情報であることから特にその取扱いに注意し、再被害防止対象者に対する関連情報の教示は、別に定めるところにより厳格に行うこと。

## 第11 準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなるすべての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用するものとする。